



鳥取県公報

平成17年12月27日(火)
第7750号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (947) (税務課)	1
	家畜伝染病の発生 (948) (畜産課)	1
	県営土地改良事業の工事の完了 (949) (耕地課)	2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (4件) (950~953) (森林保全課)	2
	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関の名称等の 一部改正 (954) (会計管理室)	5
公 告	公の施設の指定管理者の指定 (人権推進課)	6
	公の施設の指定管理者の指定 (文化政策課)	6
	公の施設の指定管理者の指定 (農政課)	7
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) ...	7
	公の施設の指定管理者の指定 (経済政策課及び教育委員会体育保健課)	8
	公の施設の指定管理者の指定 (教育委員会体育保健課)	8
雑 報	環境影響評価書の縦覧 (空港港湾課)	9
正 誤	平成17年11月8日付鳥取県告示第835号中訂正	11

告 示

鳥取県告示第947号

鳥取県税条例 (平成13年鳥取県条例第10号) 第193条第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社日本海光陽石油 代表取締役 大田 隆徳	東伯郡北栄町由良宿806 - 6	平成17年12月5日

鳥取県告示第948号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した

旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西伯郡大山町小竹1291 - 7	平成17年12月9日

鳥取県告示第949号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
県営畑地帯総合整備事業中山地区区画整理	平成11年3月17日
県営地域開発関連ほ場整備事業小波地区区画整理	平成12年6月8日
県営ほ場整備事業庄内地区区画整理（第1工区）	平成15年3月13日
県営ほ場整備事業庄内地区区画整理（第2工区）	平成14年3月7日
県営ほ場整備事業庄内地区区画整理（第3工区）	平成15年3月6日
県営ほ場整備事業庄内地区区画整理（第4工区）	平成12年3月9日
県営ほ場整備事業庄内地区区画整理（第5工区）	平成13年3月22日
県営担い手育成畑地帯総合整備事業名和地区区画整理	平成16年3月15日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第1工区）	平成17年7月27日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第2工区）	平成16年3月15日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第3工区）	〃
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第10工区）	〃
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第11工区）	平成17年3月18日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第13工区）	平成16年3月15日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第14工区）	〃
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第15工区）	〃
県営中山間地域総合整備事業西伯耆地区区画整理（第16工区）	〃
県営中山間地域総合整備事業西伯耆2期地区区画整理（第4工区）	〃
県営中山間地域総合整備事業西伯耆2期地区区画整理（第8工区）	平成17年3月18日
県営中山間地域総合整備事業西伯耆2期地区区画整理（第12工区）	平成17年3月23日

鳥取県告示第950号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月27日

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町河内字西廣國1653の1、1653の2、1658の2、字外尾谷上平4002から4004まで、字下尾山605、606、字菅臺頭610、611、字小谷山4048、字戀子1901、字廣ノ谷1689の1、1689の4

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町末用字谷奥南平2326、2327、2328の1、字谷奥左谷2329、2331、字谷奥右谷2332、2336、2338、字北谷奥口2344、鹿野町小別所字馬込ミ東平570、字臺後谷571、字谷奥上ミ平572から574まで、字松ザコ583、584の1、585、586の1、字人谷593から595まで、字西山670の1から670の8まで、鹿野町河内字下夕湖衛見1350の1、1350の2、字清水板山2021の1、2021の3、2021の5、2021の7、字火打岩谷口2116の6、2118の1、2119の1、2119の2、2120、2122の1、2124、2127、字坂ノ谷平2960から2964まで、2966、字龍盤魚山2987の1から2987の5まで、2987の7、2987の10から2987の12まで、2996、字煙ヶ谷3563の30、字上河原3824の1、3825、字下南谷3947、3948の1から3948の3まで、3951、字小谷山4047の1、4047の2、字尾山4076、4077の1から4077の3まで、4078から4080まで、字数谷4163の7、字谷中東平4271の1、4271の2、4271の4から4271の10まで、4271の12、4271の13、字イモリ山ヨリ猪子谷4278の2、4278の3、字谷中西平4280の2から4280の7まで、字林ノ谷4284の1から4284の5まで、4284の10から4284の12まで、字小芋平4360の1、字鋤畑ヶ4375の1、4375の2、字宮坂4397、字妙見谷上4402から4404まで、4407、4408の1、字妙見谷4413の1、4413の4、4413の5、4413の7、4413の11、4413の13、4413の14、字上河原西平4417の2、字寺所頭4418、字小ナル4420の1、4420の2、4421、4423の1、4423の2、4424、4425、4427、4428、4436、4437、字菅原頭4438の1、4438の2、字メタチ4439、4440、4443、4445の1から4445の3まで、字メダチ山4441、4442の1から4442の7まで、字入道谷4012、4013、4014の2から4014の6まで、4015の2、4016

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鹿野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第951号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市桜字宮ノ峰371、372の1、373、377の1、377の2、369、370、河来見字二子蔭平831の1、字大二子谷942、立見字金クソ谷35、字大谷174の1、字ケジヤ谷407の11、棕波字大畑出口192、193、字向山253、字目倉590の1、字奥田413の1、414の1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第952号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市大立字宮ノ谷808の1から808の4まで、字林ヶ谷1143の1から1143の4まで、字下梨子木谷37の1、37の2、字棚谷252、260の1、260の2、字大平1145の14、1145の26から1145の28まで、桜字山ヶ市225の1、225の2（次の図に示す部分に限る。）、225の3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第953号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字尾張字尾張谷364の84、364の146、364の152、364の182から364の194まで、364の197から364の203まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、赤碕町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第954号

平成14年鳥取県告示第206号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関、鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成18年1月1日から施行する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）		3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）	
名 称	取 扱 店 舗	名 称	取 扱 店 舗
株式会社鳥取銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗である	株式会社鳥取銀行	鳥取県内に所在する支店及び出張所（鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを

	ものを除く。)
鳥取信用金庫	日本国内に所在する本店及び支店
倉吉信用金庫	鳥取県内に所在する本店及び支店
米子信用金庫	日本国内に所在する本店及び支店
株式会社島根銀行	支店
株式会社みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所
株式会社中国銀行	
中央三井信託銀行株式会社	
商工組合中央金庫	鳥取県内に所在する支店
中国労働金庫	日本国内に所在する本店及び支店
略	

	除く。)並びに岡山支店、津山支店、津山東支店、津山西支店、広島支店、安来支店、松江支店、松江北支店及び大阪支店
鳥取信用金庫	鳥取県内に所在する本店及び支店並びに浜坂支店
倉吉信用金庫	鳥取県内に所在する本店及び支店
米子信用金庫	支店
株式会社島根銀行	鳥取県内に所在する支店
株式会社みずほ銀行	日本国内に所在する本店、支店及び出張所
株式会社中国銀行	鳥取県内に所在する支店
中央三井信託銀行株式会社	
商工組合中央金庫	
中国労働金庫	
略	

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（昭和16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称
鳥取県立人権ひろば21
- 2 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
社団法人鳥取県人権文化センター
会長 内海 敏
鳥取市扇町21
- 3 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

管理を行わせようとする 公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	指定の期間
鳥取県立県民文化会館	財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 新倉 健 鳥取市尚徳町101 - 5	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで
鳥取県立倉吉未来中心	〃	〃
鳥取県立童謡館	財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 神戸 直樹 鳥取市西町三丁目202	〃
鳥取県立米子コンベンションセンター	財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 永瀬 正治 米子市末広町294	〃
鳥取県立夢みなとタワー	鳥取県観光事業団・ホテルサンルート米子共同企業体 代表者 財団法人鳥取県観光事業団 理事長 岡森 裕 西伯郡南部町鶴田110 株式会社ホテルサンルート米子 代表取締役 戸田 至 米子市西福原一丁目1 - 55	〃

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

管理を行わせようとする 公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	指定の期間
鳥取県立農村総合研修所	鳥取県農業協同組合中央会 会長 竹中 登 鳥取市末広温泉町723	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで
鳥取県立とっとり花回廊	財団法人鳥取県観光事業団 理事長 岡森 裕 西伯郡南部町鶴田110	平成18年4月1日から 平成23年3月31日まで
鳥取県立とっとり出合い の森	株式会社 谷尾樹楽園 代表取締役 谷尾 喜次 鳥取市杉崎470 - 1	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）大藤久雄の住所が不明

なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年12月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る八頭郡智頭町大字駒帰字葛籠原680、681の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年12月2日付鳥取県告示第896号）の内容
(告示の内容)
 - (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字駒帰字葛籠原680、681
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月27日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博
鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 管理を行わせようとする公の施設の名称
鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール
- 2 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
財団法人鳥取県体育協会
会長 田淵 康允
鳥取市布勢146 - 1
- 3 指定の期間
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年12月27日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

管理を行わせようとする 公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	指定の期間
鳥取県立生涯学習センター	財団法人鳥取県教育文化財団 理事長 有田 博充 鳥取市立川町六丁目176	平成18年4月1日から 平成21年3月31日まで
鳥取県立武道館	財団法人鳥取県体育協会 会長 田淵 康允 鳥取市布勢146 - 1	〃
鳥取県営米子屋内プール	〃	〃
鳥取県営ライフル射撃場	鳥取県ライフル射撃協会 会長 戸田 至 倉吉市横田440 - 7	〃
鳥取県立倉吉体育文化会 館	財団法人鳥取県体育協会 会長 田淵 康允 鳥取市布勢146 - 1	〃

雑 報

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第21条第2項及び第25条第2項の規定に基づき、美保飛行場拡張整備事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、同法第27条の規定に基づき次のとおり公告し、評価書、これを要約した書類及び同法第24条の書面を縦覧に供する。

平成17年12月27日

国土交通省中国地方整備局長 甲 村 謙 友
国土交通省大阪航空局長 茨 木 康 男

1 事業者の氏名及び住所

- (1) 事業者の氏名 国土交通省中国地方整備局長 甲村 謙友
国土交通省大阪航空局長 茨木 康男
- (2) 事業者の住所 中国地方整備局 広島県広島市中区上八丁堀6 - 30
大阪航空局 大阪府大阪市中央区大手前四丁目1 - 76

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 対象事業の名称 美保飛行場拡張整備事業
- (2) 対象事業の種類 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更
- (3) 対象事業の規模 延長前の滑走路の長さ 2,000メートル

延長後の滑走路の長さ 2,500メートル

3 対象事業が実施されるべき区域

米子市及び境港市

4 関係地域の範囲

米子市及び境港市

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所 広島県広島市中区東白島町14 - 15

国土交通省中国地方整備局港湾空港部港湾空港整備課

大阪府大阪市中央区大手前四丁目 1 - 76

国土交通省大阪航空局飛行場部空港整備調整課

境港市昭和町 9

国土交通省中国地方整備局境港湾・空港整備事務所

境港市佐斐神町2064

国土交通省大阪航空局美保空港事務所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課

米子市糞町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目 1

米子市企画部地域政策課

境港市上道町3000

境港市建設部管理課

米子市大篠津町1619 - 1

米子市大篠津公民館

米子市大崎1466 - 4

米子市崎津公民館

米子市和田町1829 - 1

米子市和田公民館

米子市富益町788

米子市富益公民館

境港市財ノ木町668

境港市中浜公民館

境港市誠道町220 - 3

境港市誠道公民館

境港市竹内町393 - 2

境港市余子公民館

境港市渡町1356 - 1

境港市渡公民館

(2) 縦覧期間 平成17年12月27日から平成18年 1月26日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日及び平成18年 1月 4 日を除く。）

(3) 縦覧時間 鳥取県内（公民館以外） 午前 8 時30分から午後 5 時まで

鳥取県内（公民館） 午前 9 時から午後 5 時まで

広島県内（中国地方整備局） 午前 9 時15分から午後 5 時30分まで

大阪府内（大阪航空局） 午前 9 時から午後 5 時15分まで

正 誤

平成17年11月8日付鳥取県告示第835号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
5	下から8	533	553

